

令和5年鉢田市農業委員会5月定例総会議事録

日 時	令和5年5月25日（木）午後2時00分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																										
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																										
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																										
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																										
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																										
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																										
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																										
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																										
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																										
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																										
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																										
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																										
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																										
事務局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長 菅谷主査																																																																														
議長	14番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	6番 海東 一 7番 草野 克信																																																																														
書記	海老原局長補佐兼係長																																																																														
議題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う 　　転用許可について 議案第4号 現況証明書の交付について 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について 議案第6号 最適化活動の実施状況及び点検・評価について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について</p>																																																																														

	<p>報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(開会)</p> <p>定刻となりましたので、令和5年鉢田市農業委員会5月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>どうも、皆さん、こんにちは。天気のほうも非常にいい天気でございまして、五月晴れのような非常にいい天気で、昨日、おとといまでは雨で、非常に長雨が続いたのですけれども、今日は天候に恵まれて、今週もいい天気が続くと思います。</p> <p>今日来るときに、ちょっとラジオを聞きながら来たら、北海道の夕張メロンが2個玉で1箱350万円の値がついたそうです。鉢田にそのくらいの値段がつくメロンができればいいのですけれども、北海道ばかりそうやって夕張メロン、夕張メロンで、生産は日本一鉢田のほうがいいのに夕張メロンというだけで2個で350万円の初値がついたそうでございます。その値段が鉢田に幾らかでも影響を受けてメロンが高くなれば、やはり生産者にとって一番いいことだなと思っております。やはり農業資材から肥料から全部上がっている中で、上がらないのは農家の作っているメロン、野菜とか、これからサツマイモもだんだん、早い頃には再来月あたりには出てくると思いますけれども、そのサツマイモの値段が注目されております。やはり鉢田もサツマイモも生産高がトップクラスのまちでございますので、できればそういう形で初値が全国のニュースになるくらいの値がつけばいいなと思っております。</p> <p>農業委員会のほうも、やはり少しでも耕作放棄地をなくしながら、第1種農地でありながら、毎回毎回言いますけれども、大洋駅周辺300メートル以内は第1種農地でも太陽光が造られる。そういうところを見直していただくように国のほうに働きかけたいと思っております。</p> <p>そういうことで、今日も今から案件がいろいろありますけれども、皆さんの慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、鉢田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事</p>

	進行を飯岡会長にお願いします。
議 長	<p>ただいまの出席委員は24名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉢田市農業委員会5月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議 長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。会議録署名人に、6番 海東一 委員、7番 草野克信 委員の両名を指名いたします。
議 長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議 長	これより議事に入ります。
	(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議 長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番から番号12番を一括して上程いたします。事務局の説

	明を求めます。
事務局	<p>番号1番から番号12番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては12件、地目、田1筆、畠16筆、計17筆。面積は3万1,668平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買9件、普通贈与3件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	番号1番について地元委員の説明を求めます。
草野克信委員	<p>7番、草野です。1番の説明の前に、この案件は、高萩市の農地法人が紅葉地区の申請地を取得するということで、去る17日に私と事務局で現地確認を行ったことを報告いたします。</p> <p>では、説明に入ります。譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは、県家畜商業協同組合の組合員同士です。このたび、[REDACTED]さんが農業をやめるということと、[REDACTED]の経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったそうです。[REDACTED]は、高萩市を拠点に飼料を作る工場を大規模経営をしており、大型トラクター6台、回送車1台、肉牛80頭を飼育し、水田も飼料米を中心に約6.5ヘクタール耕作しております。[REDACTED]さんは、小美玉市に月6回ほど飼料の原料を回収に来ており、その時に申請地を耕作するそうで、取得後は飼料用トウモロコシデントコーンを作付けするそうです。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。</p>
議長	続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。
平沼要司委員	<p>8番、平沼です。申請番号2番について報告をいたします。</p> <p>譲受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは知人の間柄でございます。このたび、[REDACTED]さんが自宅に隣接する農地ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。[REDACTED]さんは、取得後は野菜を作りたいということです。地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願ひします。</p>
議長	続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。

山口正重委員	<p>16番、山口です。申請番号3番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、知人の間柄でございます。このたび■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは、葉物やネギ、水稻などを作り、後継者も熱心に取り組んでおり、経営規模拡大をするため、申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時300日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和性においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	<p>19番、大貫です。4番についてご説明したいと思います。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、近所の間柄であり、知人であります。このたび■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは、耕作面積は2反歩ほどになるのですが、このたびの農地法の改正により農地を求められているということで、■さんのすぐ隣の農地なので、今までこの畠は■さんのお宅から借りていたのですが、このたびの農地法の改正で買ってしまおうということになり、売買契約が円満にまとまったということになります。■さんは、もともとサラリーマンであります、定年になり、今は鉢田二高の事務で働いているそうであります。最初、■から、■さんと■、字は違うのですが、本家のほうの■さんのほうで話がまとまったからという話を聞いて、■さんのほうに話を聞きに行ったら、俺は中に入っただけだよ。よく話を聞いたらそういうわけでありまして、何ら問題ない案件でありますので、よろしくお願いします。</p>
議長	続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	<p>4番、菅谷です。5番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、■さんと譲受人、■さんは親類だそうです。■さんは、父から相続をしましたが、農業をすることができないため、■さんに相談したところ、■さんは高齢なのですが、息子さんが近く定年して農業を一緒にやるということで話がまとったそうです。譲与された農地で、サツマ、野菜などを作る予定とのことです。問題のない案件と思われますので、ご審議のほどよろしく</p>

	お願いします。
議長	続きまして、番号6番、番号7番について地元委員の説明を求めます。
永井司委員	<p>5番、永井です。6番について説明いたします。</p> <p>この畑は、■さんの畑を■さんが耕作していまして、このたび■さんが高齢のために■さんに買ってもらいたいということで売買がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いいたします。</p> <p>7番について説明いたします。7番は、会長案件でございますが、代わりに私が説明いたしたいと思います。■さんは、高齢のために今回農地を売買したいということで、知人である■という会社を経営する方が農業経営規模拡大のために購入するということで話がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p>
議長	続きまして、番号8番、番号9番について地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。8番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄であります。このたび下限面積要件が廃止されて初めてのケースですが、■さんは、皆さん御存じのとおり、スマイル弁当を作つており、その野菜を地産地消で販賣うようにしております。今まで畠を借りて作っていたそうですが、今回売買の契約がまとまったということであります。18日は、事務局と私とで機械などの確認と参入のことなどを話してきました。いずれも問題ないと思われますので、よろしくご審議お願いいたします。</p> <p>続いて、9番ですが、譲受人、■さんと譲渡人、■さんはやはり知人の間柄でございます。内容は、先ほどと全く同じでございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	続きまして、番号10番について地元委員の説明を求めます。
小沼正委員	<p>11番、小沼です。申請番号10番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、いとこの関係でございます。このたび■さんの経営規模拡大ということで、贈与契約がまとまったということでございます。■さんは、サツマイモ、米等を中心とした農家であり、経営面積も3.6ヘクタールございます。サツマイモを増産するため、申請地を取得したいとい</p>

	うことでございます。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	続きまして、番号11番について地元委員の説明を求めます。
関根薰委員	17番、関根です。11番について説明いたします。 [REDACTED]地目、田1筆、9,600平米。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは親族の間柄でございます。今回は、贈与という形で円満に成立いたしました。[REDACTED]さんの経営面積も8反4畝弱あります。持ち分の移転。渡し人、持ち分2分の2、[REDACTED]さん、持ち分2分の19、[REDACTED]さんになりました。従事日数とも農地法第3条2項に許可要件を満たしていると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	続きまして、番号12番について地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	20番、小沼です。12番をご説明します。 譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは親戚の関係でございます。このたび[REDACTED]さんが農地を取得し、農業経営拡大のために[REDACTED]さんちの畑を購入しました。それで、[REDACTED]さんは高齢で農業ができないということで、[REDACTED]さんに譲り渡すということで、契約が円満にまとまったということでございます。問題ない案件と思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	番号1番から番号12番について質疑に入ります。質疑を許します。
	はい、どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫です。1番のやつで、主な作付作物、飼料米とあります、畑を買うのですか。
草野克信委員	売買は畑です。飼料米は、飼料用のトウモロコシを作ります。飼料米は、自分で作っているということです。
大貫修一委員	もう一つ、7番のやつで鉢田市外の人が農地を求める場合は、現地調査のとき、前は調査に行ったのですけれども、今回は行かなかったのですけれども、どういうわけなのかなと思って。
議長	事務局。

事務局	7番についてなのですけれども、[REDACTED]さんは鉾田市で農地を取得するのが初めてではない方で、最近のでいうと営農型太陽光の下部農地を[REDACTED]さんで耕作していたり、そのほかも幾つか農地を取得されておりますので、農業をするという部分については以前確認して、菅谷委員と一緒に拠点が二重作にありますて、そちらを見ておりますので、今回はあえて確認へ行ってないというふうになります。
大貫修一委員	では、8番から9番の[REDACTED]さんというのは初めてでしょう。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。[REDACTED]さんというのは[REDACTED]の奥さんなのですが、この人は沖縄県出身の方で、野菜を作って、今までもそれを利用して、糖尿病の方などのお弁当を主に作っている方なのです。それで、その野菜を今まで自分で畑を購入して作りたかったそうなのですが、下限面積等があり、自分で買うことができなかったために、お借りして野菜を作っていたそうです。そして、その野菜はスマイル弁当を作る方たちがみんなでやっていることで、それでトラクターなどもありました。そのトラクターは、准看護師さんの男の方がいらっしゃって、その方の説明によりますと、その人が重い仕事とかなんかはやるそうなのです。それで、一般的の農家のようにサツマイモとかそういうふうに作って畑はきれいにはできないのですけれども、その畑で、今度は自分の畑で野菜を作りたい、そういうことでした。それから、それを指導してくれる方は、そこ[REDACTED]の裏に、老人ホームではないのですけれども、あるのです。そこに来ている老人の方とか、そうなる前の年寄りたちがとにかく農家の先生なのだそうです。そして、その老人たちに、自分は暇をもてあましているから、例えば何をしたいがどうしたらいいと言うと、ではちょっとこうと言って教えてくれる方がいるそうです。そういうようなお話をしました。
大貫修一委員	失礼しました。[REDACTED]の奥さんとは知らなかった。よく調べてきました。どうもありがとうございました。
議長	そのほかについてどうですか。質疑のほうは。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号12番について申請どおり許可と決定するこ

	とにご異議ございませんか。
議長	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番から番号12番を申請どおり許可と決定いたします。
	(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議長	続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事務局	番号1, 申請地, [REDACTED], 地目, 畑。面積0.77平方メートル。同じく [REDACTED], 地目, 畑。面積9.92平方メートル。計2筆, 10.69平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 用悪水路, 10.69平方メートル。事由, 公図による水路の形状が現況と異なり, 農地の一部に水路の構造物が設置されているため是正の申請をしたい。なお, この案件につきましては, 既に使用されているため, 始末書が添付されています。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。
	以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。なお, 地元委員も兼ねておりますので, 続けてご説明お願いいたします。
大貫修一委員	19番, 大貫です。1番について報告します。 去る5月15日に, 18番, 海老原委員, 19番, 大貫委員, 20番, 小沼藤雄委員と事務局で現地調査を行いました。場所については, 地図1ページの左側になります。申請地の農地区分は, 第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め,

		<p>3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告します。</p> <p>それでは、地元委員なので、続けて地図の説明をしたいと思います。これは安房の集落なのですけれども、鉢田病院から鉢田下太田線を北側に向かって、約1キロくらい先、右側に安房の消防機庫がありますから、その道を入って100メートルか150メートル行ったところをまた右折します。安祥寺というお寺があります。そこを今度南に100メーターから150メーターくらいのところにホコタ設計コンサルタンツという会社がありますから、そこの北側のところが■さんのお宅で、そこら辺の集落の排水がU字溝に流れているという状態になります。この案件は、国土調査の際、ホコタ設計コンサルタンツで計測したとき、間違えて農地の一部、10センチくらいの幅なのですが、そこにU字溝が入っているのに間違えて計測して申請したという案件でありますので、■さんには何のとがりもありません。ということで、よろしくご審議ください。</p>
議 長		<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長		<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>
議 長		<p>議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>

議長	番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事務局	<p>番号1番, 権利, 使用貸借。申請地, [REDACTED]。地目, 田, 面積857平方メートル。使用借人, [REDACTED], [REDACTED]。使用貸人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 農家住宅, 農業用資材置場136.63平方メートル。事由, 農業を営んでおり, 現在家族4人で同居しておりますが, 子供が成長し手狭なため, 申請地に農家住宅を建築したい。また, 農業を営んでおり, 併せて農業用資材置場を整備したい。また, 農地法の許可を得ずに駐車場として利用していたため是正したい。なお, この案件につきましては, 既に使用されているため, 始末書が添付されています。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
大貫修一委員	<p>19番, 大貫です。1番についてご報告いたします。</p> <p>去る15日に現地調査を行いました。場所については, 地図1ページの右側になります。詳細につきましては, 地元委員さんお願ひします。</p> <p>申請地の農地区分は, 第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	<p>3番, 宇佐見です。1番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆様, ご苦労さまでした。地図は, 1ページ右側になります。県道110号線, 鉢田茨城線を水戸方面に向かい, 秋山の鈴木理容店の100メートル先, 県道沿いの右側となります。譲受人, [REDACTED]さんと譲渡人, [REDACTED]さんは, 親子の関係となります。今回, 農家住宅兼農業用資材置場を建築したいということでの申請となります。[REDACTED]さんは, 実習生とパートさんを20名以上雇用して, 4町歩ほどのハウスでコマツナを作付けしている大きな農家さんです。特に問題ない案件だと思われますが, 建築予定場所に砂利を敷き, 駐車場として使っていたので, 始末書の添付となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。

	(質疑なしの声あり)
議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事務局	<p>番号2番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]。地目、畠、面積499平方メートル。同じく、面積39平方メートル。計2筆、538平方メートル。譲受人、[REDACTED], [REDACTED]。譲渡人、[REDACTED], [REDACTED]。転用施設、自己住宅進入路158平方メートル。事由、現在家族6人で同居しておりますが、子供が成長し手狭なため、申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員	<p>18番、海老原です。2番についてご報告いたします。</p> <p>場所については、地図2ページの左側の位置になります。詳細については、地元委員さん、よろしくお願ひします。</p> <p>申請地は、宅地に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議長	地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	<p>21番、菅谷です。2番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。地図は、2ページの左側になります。国道51号線で汲上地区というところに村屋スタン</p>

	ドがありますが、そこを右側のほうに曲がり、二、三百メートル行った地域の別所釜地区になります。譲渡人、■さんと譲受人、■さんは親子の間柄であります。このたび農地を転用して、自己住宅を建築したいとのことです。また、一部が進入路を設けてあります。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議長 事務局	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に朗読させます。 番号3番、権利、売買。申請地、■。地目、畠、面積499平方メートル。譲受人、■、■。譲渡人、■、■。転用施設、自己住宅、100.49平方メートル。事由、現在家族3人で暮らしておりますが、水戸市のアパートで暮らす息子家族に住居を明け渡すため、隣接する申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長 小沼藤雄委員	現況調査員の調査報告を求めます。 20番、小沼です。3番についてご報告いたします。 場所については、地図2ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんにお願いいたします。 申請地に自己住宅を建設したいということで、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総

	合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	<p>22番、井川です。現地調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。</p> <p>3番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■さんと譲渡人、■さんは、古くから同じ地区に住む知人であります。このたび譲受人の■さんが自己住宅を建設したいということで、売買が円満に成立したということでございます。地図は、2ページの右側です。この地図には載っていませんけれども、東側、右側のほうに旭北小学校があります。その北小学校西側の道路を上がっててきた道路が申請地に通じる道路であります。■さんは、シメジ栽培を行っている親子3代です。■さんと息子さんとお父さん、現在3代で食菌センターを経営している農家であります。何ら問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事 務 局	<p>番号4番、権利、使用貸借。申請地、■。 ■。地目、畝、面積1,014平方メートル。使用借人、■。 ■, ■, ■, ■。 使用貸人、■, ■, ■。転用施設、資材置場 1,014平方メートル。事由、建設業を営んでおりますが、鉾田市内に資材置場がないため、事務所に近い申請地に資材置場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたい</p>

		と存じます。 以上でございます。
議長		現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員		<p>18番、海老原です。4番についてご報告いたします。</p> <p>場所については、地図3ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいいたします。</p> <p>申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される資材置場として例外的に許可できる位置環境であり、第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議長		それでは、地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員		<p>4番、菅谷です。4番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図3ページ左側になります。鹿行大橋交差点を大洋支所へ向かい、2.5キロ地点を左折し、約100メートル地点の右側になります。借受人、■さんは、地元で長く建設業をしています。資材置場が手狭になったため、事務所に近い申請地に資材置場を整備したいとのことです。なお、申請地が農地か原野か分からなかったため、資材をちょっと置いてしまったそうですが、現状回復しての申請です。よろしくご審議のほどお願いいいたします。</p>
議長		番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。
		(質疑なしの声あり)
議長		<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
		(異議なしの声あり)
議長		異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。

	(議案第4号 現況証明書の交付について)
議 長	続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、[REDACTED]。台帳地目、畠、面積300平方メートル。現況、倉庫、作業場。申請人、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED]。変更年月日、平成11年6月1日以前、確認年月日、令和5年5月15日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
大貫修一委員	19番、大貫でございます。番号1番についてご報告いたします。 去る5月15日に現地調査を行いました。場所については、地図3ページの右側になります。現地確認したところ、現在倉庫が建っているという状況でありました。3人の総合意見として、転用事実証明書の交付は可と判断いたしましたので、ご報告します。
議 長	地元委員の説明を求めます。
長峰克巳委員	9番、長峰です。現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。場所は、ちょっと分かりづらいのですが、まずなだらうの直売所を通り越して、カスミの信号を通り越して、串挽の信号があります。そこを右折して、元串挽小学校が左側の高台にあります、そこを過ぎるとすぐ信号がありまして、そこを右折して元保育園がありまして、そこをずっと2キロぐらいかな。そこをずっと行きますと橋本商店であるのですけれども、その手前の十字路を右折いたしまして浅野グラウンド、そこを左に入ったところです。申請地は、現在、農業用倉庫及び作業場として利用しているため、地目変更を登記するに非農地証明の申請をしたそうです。申請人の[REDACTED]さんは農家であり、その建物はサツマイモなどを貯蔵するための倉庫として利用しているそうです。現地を確認したところ、申請のとおり、農業用倉庫と作業場になっておりました。問題ない案件と思われます

		ので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。
議 長		番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長		質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
議 長		続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局		番号2番、届出地、[REDACTED]。台帳地目、畠、面積275平方メートル。現況、自己住宅。申請人、[REDACTED][REDACTED]。変更年月日、平成10年10月11日以前、確認年月日、令和5年5月15日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長		現況調査員の調査報告を求めます。
小沼藤雄委員		20番、小沼です。2番についてご報告いたします。 15日に現地調査を行いました、場所については地図4ページの左側の位置です。現地確認したところ、非農地になった時期として、平成10年10月11日以前ということでした。3人の総合意見として、転用事実証明書の交付が可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長		地元委員の説明を求めます。
小沼正委員		11番、小沼です。申請番号2番について説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。申請地は、地図4ページの左側になります。旭市民センターから北に1キロほどの場所にございます。20年以上前から[REDACTED]さんの自宅の庭として利用していたため、地目変更登記のために非農地証明の申請をしたそうで

		す。現地を確認したところ、庭木が植えてあり、住宅敷地の一部となっていました。非農地証明書を発行することに問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長		番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長		質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。
		(議案第5号 農用地利用集積計画の決定について)
議 長		続きまして、議案第5号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議 長		事務局に説明させます。
事 務 局		申請件数につきましては、22件、合計で57筆、面積17万8,700平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借41筆、使用貸借16筆となっております。内訳につきましては、新規25筆、再設定32筆となっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上でございます。

議長	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■番、■番、■番委員の退席を求めます。</p> <p>(■番、■番委員、■番、■番委員退席 午後2時46分)</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号を、申請どおり用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p>
議長	<p>■番、■番委員、■番、■番委員の入場を認めます。</p> <p>(■番 ■番 委員、■番 ■番 委員入場 午後2時48分)</p>
	<p>(議案第6号 最適化活動の実施状況及び点検・評価について)</p>
議長	<p>議案第6号 「最適化活動の実施状況及び点検・評価について」を議題といたします。</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>まず、議案第6号のほうなのですけれども、お手元に資料1番というものを、あとペラで両面刷りの別表というやつですね。あとA3の用紙で3枚あったと思います。「最適化活動の実施及び点検・評価について」説明をいたします。</p>

		昨年6月の総会で「農業委員会による最適化活動の推進等について（農林水産省経営局長・農地政策課長通知）」、こちらのほう、ご説明をしたところでございますけれども、農業委員、推進委員から毎月提出していただいている活動日誌から該当する項目のほうを拾い上げて、毎年委員の活動を総会で点検・評価を行うことになっております。評価の結果については、茨城県農業会議のほうへ報告したいと考えております。つきましては、令和4年度の委員の活動を確認していただき、点検及び評価をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
議 長		ここで暫時休憩をいたします。
		休憩 午後2時50分
		再開 午後3時24分
議 長		それでは、休憩前に引き続き審議に入ります。
議 長		これより質疑に入ります。質疑を許します。
		（質疑なしの声あり）
議 長		質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号 「最適化活動の実施状況及び点検・評価について」は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。
		（異議なしの声あり）
議 長		異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。
		（報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について）
議 長		報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

	事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	4件の届け出がございました。4筆で合計面積は9, 306平方メートル。全て合意解約となっています。 以上でございます。
(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)	
議長	報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	6件の届出がございました。40筆で、面積につきましては合計で7万8, 847. 65平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)	
議長	続きまして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	3件の届出がございました。地目、畠3筆で、合計面積1万1, 824平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和5年4月27日付けで会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。

議 長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議 長	続きまして、その他について何かありましたらお願ひいたします。 事務局、お願ひします。
事 務 局	<p>皆様のお手元に緑色の封筒のほうがあるかと思います。そちらのほう、中見ていただきますと、毎年のことなのですけれども、今回は「令和6年度国・県・市町村農業施策に対する要望」、こちらの提出ということで説明させていただきます。</p> <p>この件に関しましては、茨城県農業会議から「令和6年度国・県・市町村農業施策に関する要望」の取りまとめの依頼のほうがございました。</p> <p>こちらの資料の2枚目、こちらの裏側ですかね、検討項目の例がありまして、最後の2枚ですかね。3枚目、4枚目で昨年度提出したものが書いてあります。こちらのほうを参考としまして、意見・要望がありましたら、事務局のほうに提出いただきますようお願ひいたします。</p> <p>また、提出いただきました意見・要望につきましては、検討、集約の後、6月の総会、こちらのほうにかけまして、茨城県農業会議へ報告する予定でございます。お忙しいとは思いますけれども、できれば6月12日月曜日、こちらまでご報告をいただければと考えております。よろしくお願ひします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	では、事務局からどうぞ。
事 務 局	私のほうから1点、先月の定例総会でお配りした資料の中に、農業委員さんに法令遵守ということであったと思います。選挙管理委員会のほうからのチラシでルールを守ってきれいな選挙というのを先月お配りしたので、お帰りになった際にはこちらをもう一度目を通していただきまして、皆さんは特別職の公務員なので、特別職の公務員の選挙運動は地位利用とみなされることがありますので、特に行動、言動には注意してくださいということでなっておりますので、そして皆さんのがアクションを起こす前に、自分でこれをやつ

	ていいのかどうかという不安があるときにはこちらで判断することはできませんので、総務課に選挙管理委員会がありますので、選挙管理委員会に確認して行動を起こしていただければ法令等の抵触にはならないと思いますので、アクションを起こす前に確認をして行動していただければと思います。よろしくお願ひいたします。
議 長	そのほかお願いします。
事 務 局	最後になりますけれども、先月の歓送迎会の収支決算書の報告がペラ1枚であります。内容につきましては、後で御覧いただければと思います。 以上でございます。
議 長	そのほか何かありますでしょうか。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫です。先月の歓送迎会、どうも皆さんご苦労さまでございました。7月の定例総会の後、毎年恒例というか、コロナ前までは毎年行われていました暑気払い、納涼会を行いたいと思いますので、皆さんどうでしょうか。反対意見もないようですので、進めたいと思います。よろしくお願ひします。
議 長	そのほか何かありますでしょうか。 はい、どうぞ。
関根薰委員	すみません、今大貫さんの意見にちょっと追従して言いたいのですけれども、年間の行事ごとに納涼会含めてそういう懇親会も決まって、歓送迎会も今までやってきたと思うのです。伝統どおり。コロナも落ち着いたので、実際係がお金を集めたり、出欠実際あるかないのかという電話の応対も大変だと思うのです。そういう人たちの立場から考えれば、決まっていることは、費用に関してはお金から天引きしてもらったほうがいいのかなというふうには思うのですけれども、皆様いかがでしょうか。
議 長	どうでしょうかね。今関根委員から、催し物をやるときは積立金から差し引いてもらったほうがいいという意見が出ましたけれども、現金でその都度その都度払うよりかは積立てを毎月やっていく、その中から支払ってもらったほうがいいという意見が出ましたけれども、どうでしょうかね。 はい、どうぞ、事務局。

事務局	コロナ前なのですけれども、いつも宴会やった後、宴会でかかった費用を翌月皆さんの給料から引くという流れでやっておりました。それで、そこから引いてお店のほうに払うという形になるので、お店のほうに1か月待っていただくという流れになっていたので、今回現金で先に頂いている形なので、その分お店のほうには迷惑がかからないという形でなっているのですけれども、引き落としてまたお店のほうに入れてしまうというほうがいいのか、それとも事前に決まっていれば先に費用から引いてしまってというほうがよろしいのですが。
議長	費用だけ払って、後払いで、それでみんなで割ればいい。店のほうは迷惑かからないから、使ってもらえば喜ぶ。1週間遅れたって変な顔しないから。
事務局	いや、私個人的には、コロナ禍でお店の経営も大変なので、1か月待つということは、これは大変なことなので。
議長	いや、1か月待たなくたって、1週間かそこらで入る。
事務局	それでも無理だと思うので。ですから、食べたらお金を払うという当たり前のことで、大変でも現金で取り扱っていただきたいほうが、給与で割り振りとかすると伝票の操作とかも必要なので、出席する方は現金で払っていただいてというふうな今までのやり方がベストかなと思いますので、それをお願いします。
議長	どうでしょう。そういう2つの意見がありますけれども、事務局の案のほうがいい人。
	(拍手)
議長	そういうわけで、その都度その都度現金だそうでございますので、よろしくお願ひします。 それと、あとその他のほうでしたら、皆さんなければ私のほうから一言またよろしいでしょうか。先ほど……
平沼要司委員	1ついいかな。
議長	いいですよ。どうぞ。
平沼要司委員	旅行の積立金のことなのだけれども、1年も積み立てたのだよね。いつまで積み立てるのですか、これ。

議 長	やめるまで。
平沼要司委員	やめるまで。
議 長	やめるまでというのは、3年、3年。1期。
平沼要司委員	3年ね。はい、分かりました。
議 長	それで、また改選になつたら、さらにまた。残金は、現金でその都度その都度3年終わつたらもらえますから。利息はつきませんけれども、もらえますからそれは心配ない。
平沼要司委員	分かりました。ありがとうございました。
議 長	私から、先ほど耕作放棄地の話出ました。新堀さんから田んぼの耕作放棄地の話出ました。私改良区のほうもやっていますけれども、改良区のほうでも非常に困っております。作らない田んぼ、何で賦課金を払わなければならぬのだと、そういう人も出てきました。賦課金を年間に1反歩1万2,000円払っているのです。そうすると、作らなくても賦課金は発生するのです。改良区という組織がある以上。そうすると、それが何年もたまってしまうと、田んぼの値段よりか賦課金の金のほうが高くなってしまうのです。改良区で払わなかつたからって、その土地を競売にかけてしまうわけにもいかないので、そういう田んぼが非常に耕作する人が少なくなってしまっているので、それで困っているのです。とにかく谷津田なんかはなおさら。この間私のところへ来たのは、谷津田に田んぼをこの人は眞面目に作っていたので、ここ二、三年作らないのは何で作らなかつたのだ。イノシシにやられた。イノシシが出る。イノシシにやられて作らないから、それでも賦課金払わなければならぬとかと言われた。俺も困ってしまった。決まりは決まりだから、そうではないと改良区組織そのものが成り立たないから、これは払ってもらわないと。抜けるには1反歩30万現金で払わないと抜けられない。そうすると、米が、1反歩30万払って抜ける、そんなばかな話はないと怒られてそういう問題が発生しているのです。それはどこの改良区も多分同じだと思う。だから原因は、やっぱり米の価格が上がらないことにはどうしようもない。国がそういう指導をしないと駄目なのです。東京電力にしろ飼料にしろ肥料にしろ、どんどん、どんどん上がっていきますよね。だけれども、米を上げてくれないわけだ。さっき言ったメロンも上げてくれないわけだ。畑で作っているもの。野菜も同じなのです。肥料は上がっているのです。

どんどん。それでも上げてくれないので。これはどういうことだということは、新堀さんに一番失礼かもしれないけれども、農協が一丸となって国さ働きかけてくれれば、一人一人が頑張って国さ言ったって国は相手にしないから、やっぱり組織そのものが頑張って動いてくれなければ駄目だということだ。それで、先ほど資料にもありましたけれども、県に対する要望書、こういうのをどんどん、どんどん上げていただいて、強い言葉で、強い意味で、危機感を持っているような強い言葉でこういうやつを国のほうへ上げていただいて、農業会議所も幾らかでも目覚ましてもらう。農業会議所だって、農家やっている人はいないわけだ。痛みは分からない。やっぱり痛みは農家をやっている人が一番痛みを感じているのです。だから、本来ならば農家をやっている人が農業会議所に感想を言うのが一番いいのです。そうすれば痛みが分かるのです。こういう指導をしている人は、農家をやっていないから痛みが分からないのです。だからもう少し、これは田んぼもそうだし、畠もそうだし、耕作放棄地をなくすように、我々は頑張っているのだけれども、作っている作物の値段が上がらないで買うものが上がっていなければどうしようもないからこれを何とかしてもらいたいということが一番切な思いではないかなと私は思っております。

あと何かありましたら。1人で勝手にべらべら、べらべらしゃべってしまってもしようがないから皆さんも何かあれば、その他のコーナーですからどうぞお願ひいたします。

(発言なし)

議 長

なければ終わりたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、議事日程を全て終了いたしました。慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、鉢田市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

午後3時41分 閉 会

署 名 人

議長（会長）

6番 委員

	<p><u>7番 委員</u></p>
--	---------------------